R3.3.2

１－２．岡本 講堂兼体育館施設

＜規定第３条（3）～体育館利用の基本時間区分～＞

		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
月	北面				女子ハンド					プレミア（一般使用）			女子バスケット	
	南面				ハンドボール			バドミントン		体操競技				
火	北面				女子ハンド			女子ハンド		バスケット		バレーボール		
	南面				ハンドボール			バドミントン		ハンドボール			女子バスケット	
水	北面				女子ハンド					バレーボール		バスケット		
	南面				ハンドボール			体操競技		バドミントン				
木	北面				女子ハンド					バスケット		バレーボール		
	南面				ハンドボール					バドミントン				
金	北面				女子ハンド					バレーボール		バスケット		
	南面				ハンドボール			バドミントン		ハンドボール		体操競技		
土	北面	バレーボール				バスケット				女子バスケット				
	南面	体操競技					バドミントン					女子ハンド		
日	北面	バスケット				バレーボール				ハンドボール				
	南面	バドミントン					女子ハンド					ハンドボール		

【月間予定表提出時に講堂兼体育館利用を申請できる団体】

バスケットボール部・女子バスケットボール部・バレーボール部・体操競技部・バドミントン部

女子ハンドボール部・ハンドボール部・チアリーディング部（ステージのみ）

【月間予定表がホームページにアップ後から追加申請できる団体】

上記の月間予定表提出時に講堂兼体育館を申請できる団体とフェンシング部

※注意事項

・規定第３条（4）において、試合や行事等で講堂兼体育館を利用する場合は、利用申請できる体育会団体と交渉し内諾を得た上で１ヶ月前までに申請書類を提出すること

・体育会クラブ活動における使用に関して変更を希望する場合は、体育会本部へ要望書を提出すること。申請書受理後、体育会本部・スポーツ健康科学教育研究センター・学生部と共に申請内容を検討いたします。